

【別紙1】

事務所の設計及び整備工事 仕様書

1. 一般事項

- ・ 工事名称 事務所の設計及び整備工事
- ・ 工事場所 北海道帯広市西2条南11丁目12番地1 天光堂ビル2階
- ・ 発注者 公益財団法人 とかち財団
- ・ 専有面積 62.52 m² (18.74 坪)
- ・ 用途 事務所
- ・ 構造規模 鉄骨造 5階建 地下1階 (受水槽) 地上 17.9m
- ・ 工事種別 内装工事
- ・ 敷地面積 524.47 m²
- ・ 建築面積 247.22 m²
- ・ 延床面積 1,108.86 m²
- ・ 施工面積 62.52 m²
- ・ 用途地域 商業地域
- ・ 防火地域 防火地域

2. 見積用設計図書

- ・ 基本図面 (平面詳細図、展開図、電気配線図、建具表、天井伏図)
 - ・ 積算内訳表
- ※設計図書は公益財団法人とかち財団総合企画部事業創発支援グループ (帯広市西2条南11丁目12番地1 天光堂ビル1階 LAND)にて閲覧が可能です。

3. 工事業務の範囲等

- ・ 建築工事一式
- ・ 電気設備工事一式
- ・ その他見積用設計図書に記載されている範囲とする。
- ・ 施工者は、別途工事で本工事に密接に関連する事項や工程管理・安全管理等の調整に協力するとともに、その費用を負担すること。

4. コーディネート・設計業務の範囲等

- ・ 内装工事及び備品・家具類等のデザインコーディネート
- ※備品・家具類等の購入は発注者で実施するため、備品・家具類等の選定作業及び購入に関する進捗状況の管理を行うこと
- ・ 実施設計図書の作成

5. 入札日時・場所

- ・ 日時 令和2年4月16日 (木) 13時30分
- ・ 場所 北海道帯広市西22条北2丁目23番地9 十勝産業振興センター 中会議室

6. 必要書類

- ・ 入札書 1部
- ・ 積算内訳書 1部

7. 入札における条件

- ・ 入札額の積算においては、国土交通省 建築工事共通仕様書に規定されている工種毎に分け、材料ごとの「数量・単価・経費」を積算内訳書に明示し提出すること。
- ・ 落札者は着工前に工事工程表を提出すること。
- ・ 工事工程表は、準備工事・内装工事・仕上げ工事・各種設備工事等をバーチャートで表現すること。
- ・ 不明点は質疑書を FAX または E メールにて送付のこと。（質疑締め切り：4月13日12時）
- ・ 質疑回答は、4月14日（火）18時までとする。

8. 工期

- ・ 着工 令和2年4月下旬予定
- ・ 竣工 令和2年5月29日

※但し、発注者の都合により着工期日が延期される場合は、別途協議とする。

9. 請負方式

- ・ 一括請負方式

10. 工事費支払条件

- ・ 竣工引渡し時 100%

11. 官庁その他の手続

- ・ 工事施工に必要な諸官庁諸手続は施工者が行い、その費用は施工者の負担とする。
- ・ 工事に起因する近隣からの苦情処理及び近隣対策については、原則として一切を施工者にて行い、その費用は施工者の負担とする。
- ・ 工事施工に必要な手続、仮設用電力、上水等の引込手続、道路その他、他人管理の土地等の使用手続等は一切請負者にて行い、その費用は請負者の負担とする。

12. 工事保険等

- ・ 代理店を通じ保険会社に対し、工事出来高に相当する保険を請負者においてかける。

13. 竣工写真

- ・ 施工者は工事竣工に際して竣工写真アルバムを作成し2組提出すること。また、アルバムの写真をデジタルデータにして CD-ROM に記録し、引き渡し後2か月以内に提出すること。
- ・ 上記の作成費用は施工者にて負担すること。

14. 実施設計図書・竣工図面

- ・ 実施設計図書・竣工図及び施工図・設備取扱説明書・竣工図は施工者によって作成提出すること。

- ・ 尚、竣工図は設計事務所の検査、検印を受けたものを引渡し後 2 ヶ月以内に完納すること。

15. 守秘義務

- ・ 施工者は、発注者が本工事の見積依頼にあたり開示した資料・情報等知り得た内容に関しては、発注者の承諾がある場合を除き、他に漏洩することはない旨、約するものとする。

16. 事業協力

- ・ 施工者は本工事期間中、発注者の写真撮影、顧客対応（資料作成、説明、現場案内等）等、発注者の事業に協力すること。

17. 施工上の留意事項

(1) 一般事項

- ・ 施工者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、発注者の求めに応じて速やかに報告を行うこと。
- ・ 業務の目的を達成するために、発注者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、施工者はこの指示に従うこと。
- ・ 本事業の成果については、発注者が対外的に公表することを前提とする。
- ・ 受託者は、業務により知り得た情報について、外部に漏らしてはいけない。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び疑義がある場合は、双方協議の上定めるものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項であっても、発注者が必要と認め指示する簡易な事項については、契約金の範囲内で実施すること。

(2) 地元業者の活用、地元資材の優先的調達について

- ・ 工事の施工に際しては、下請負人のほか、リース業務、警備業務、運送業務等での地元業者の活用、さらには地元資材の優先的調達に努めること。

(3) 産業廃棄物の適正処理について

- ・ 資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が定められており、中でも「特定建設資材（コンクリート、木材等）」については、その再資源化が特に必要であるとされていることから、建設資材が廃棄物となったときの処分については、この法律を遵守し、排出者責任のもと適正な処理に努めること。

(4) 暴力団排除の取組について

- ・ 下請契約や物品調達契約等にあたっては暴力団関係事業者の排除に努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力すること。

(5) 駐車場の使用について

- ・ 工期中は天光堂ビル駐車場のとちかち財団のスペース(1台分)の使用を可能とする。

18. 連絡先

帯広市西 2 条南 11 丁目 12 番地 1 天光堂ビル 1 階 LAND
公益財団法人とちかち財団 総合企画部 事業創発支援グループ
TEL:0155-67-7895 FAX:0155-67-7896